

事業群評価調査 (平成29年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	こども政策局こども家庭課
施策名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課(室)長名	吉田 弘毅
事業群名	⑤ DV被害者への支援及びDV予防について	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 中学・高校生への予防教育を推進するとともに、DV被害者の立場にたった相談から自立までのきめ細かな被害者支援及び同伴児童への支援を「長崎モデル」と呼び推進していきます。 ※DV<Domestic Violence>:配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力						(取組項目) i) 婦人相談員を設置し、相談、指導を実施 ii) DV被害者等への対応 iii) NPOとの連携による自立支援と予防教育の実施	
指 標		最終目標 (H32)	目標 (H28)	実績 (H28)	達成率	(進捗状況の分析) DV被害者等が一時保護所を退所後、自立するための支援として、中期的に入所する施設であるステップハウスについては、希望する世帯へ全て対応した。 ※ステップハウス:一時保護所退所者等で自立が困難な方が地域社会で自立をした生活を送ることができるまでの間、支援を受けながら入所する施設	
事業群	ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率	100%	100%	100%	100%		
関連指標 その他							

2. 28年度取組実績 (H29新規・補正は参考記載)

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要 事業対象 28年度事業の実施状況 (29年度新規・補正は事業内容)		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					28年度事業の成果等	中核事業
			H28実績	一般財源	人件費(参考)			指標	主な目標	H28目標	H28実績	達成率		
			H29計画	一般財源	人件費(参考)					H29目標	—	—		
取組項目 i	婦人相談員設置費	H14-	8,087	6,078	4,825	DV被害者等	女性が抱える様々な問題や悩みに対して、長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センターに配置している婦人相談員による相談事業、指導事業を実施した。	活動指標	相談件数(件)	数値目標なし	3,003	—	配偶者の暴力や離婚問題など来所や電話等により、平成27年度の2,829件から増加し、平成28年度は3,003件の相談に対応した。	
	こども家庭課		8,588	5,814	4,844			成果指標	相談件数のうち、相談対応件数(件)	数値目標なし	3,003	—		
取組項目 ii	配偶者暴力相談支援対策費	H14-	2,707	1,440	9,650	DV被害者等	DV被害者や同伴する児童に対して、専門家によるカウンセリングを実施し自立への支援を行った。県DV対策等推進会議を設置し、DV関係機関のネットワークを形成するとともに、婦人相談員等関係職員の資質向上を図った。	活動指標	相談件数(件)	数値目標なし	1,885	—	配偶者による暴力にかかる相談件数は、平成27年度1,782件から増加し、平成28年度は1,885件の相談に対応した。	
	こども家庭課		3,677	2,115	9,689			成果指標	解決が図られた率(%)	100	100	100%		
取組項目 iii	DV被害者自立支援事業	H23-	19,249	19,243	3,217	DV被害者等	DV被害者の自立のため、被害者の立場にたった相談から自立までのきめ細かな支援を行うとともに、被害者の早期自立につなげ、暴力を未然に防ぐ予防教育や啓発活動を実施した。	活動指標	同行支援回数(回)	数値目標なし	66	—	DV被害者の自立支援として55名を対象に支援を実施し、ステップハウス入所6世帯についても支援を実施した。また、予防教育を高等学校25校、生徒数合計4,809人に実施した。	
	こども家庭課		19,585	19,579	3,230			成果指標	自立支援世帯数(世帯)	数値目標なし	55	—		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 婦人相談員を設置し、相談、指導を実施、ii) DV被害者等への対応
女性が抱える問題は、複雑多様化しており、又、年々相談件数が増加傾向にあるため相談に適切に対応できるよう婦人相談員に対する研修を実施しているが、今後とも婦人相談員の資質向上と相談窓口等の周知に努めていく必要がある。また、DV被害者に対し、専門的相談対応に加え、心理専門職員によるカウンセリングや同伴児童への学習面や情緒面等に配慮したきめ細やかな支援や、県DV対策等推進会議を設置し、関係機関との連携を図ることでDV被害者等の相談内容への対応や早期自立を支援しているが、継続した取り組みが必要。
iii) NPOとの連携による自立支援と予防教育の実施
DV被害者は、地域社会で自立して生活できるようになるまで、短期間の支援で就労等の経済的自立に繋げることが困難なケースなど生活の支援や精神的な支援を必要とするケースが多いことから、一定期間支援が必要と認められるケースを対象に、ステップハウスへの入所等により、支援対象者が抱える課題(精神の安定、人間関係の改善、親子関係の改善等)に対して解決に向けた支援を行うことでDV被害者の自立につながっている。また、DV相談件数の増加に伴い、予防教育への取組みが重要であり、これまで高等学校中心に行ってきたが、中学校での実施拡大のため、H22～24年度に養成した指導者活用のためスキルアップ講座を実施した。

4. 29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

取組項目	事務事業名	29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しがない場合は「―」と記載)	30年度事業の実施に向けた方向性		
			事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	婦人相談員設置費	―	―	婦人相談件数は増加傾向にあり、相談員の重要性は増していることから、今後とも事業を継続していく。	現状維持
取組項目 ii	配偶者暴力相談支援対策費	―	―	婦人相談のうちDV相談についても増加傾向にあり、DV被害者の自立のためにも本事業を引き続き実施していく。	現状維持
取組項目 iii	DV被害者自立支援事業	予防教育については、中学校での実施拡大に向け、DV予防教育指導員の活用のため、スキルアップ講座を実施した。今後とも市町事業での実施の拡大について引き続き検討を行う。	⑤⑥	DV被害者の自立に向け一時保護所の退所後も支援が必要な者への支援を引き続き実施していく。予防教育の中学校への実施拡大に向けた検討を行うとともに、学校現場で課題となっている事案等に対応できるよう講義内容の検討を行う。	改善